

参考見積募集要領

次のとおり思川開発建設所庁舎不用品処分業務(仮称)に係る参考見積を募集します。

令和8年1月7日

独立行政法人水資源機構

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦

1. 目的

この参考見積の募集は、思川開発事業で予定している思川開発建設所庁舎不用品処分業務(仮称)の積算の参考とするための参考見積を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における一般競争(指名競争)参加資格業者の認定を受けている必要はありません。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成6年5月31日付け6経契第443号)に基づき、利根川水系・荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書の様式は問いません。
- (2) 提出期間：令和8年1月8日(木)から令和8年1月19日(月)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所 一ノ瀬 泰彦 宛
【担当】工務課 佐々木
〒376-0303 群馬県みどり市東町座間564-6
TEL 0277-97-2131 FAX 0277-97-3300
Email jwa_watarase@water.go.jp
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送、FAX(いずれも社印があること)または電子メール(PDF等)により提出するものとします。なお、参考見積書をFAX又はメールにより提出される場合は発信後、必ず、上記(3)の担当者に電話にてご連絡ください。また、メールにより提出される場合で社印がないものについては、後日郵送又はFAXで社印を押印した書面の提出をお願いします。
- (5) 見積有効期限
令和8年3月31日までとします。(見積書への記載をお願いします)

4. 参考見積内容

(1) 業務内容

本参考見積の対象とする作業内容は、仕様書に示すとおりです。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年1月8日(木) から令和8年1月13日(火) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年1月15日(木) から令和8年1月19日(月) まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とする。

8. 現地確認について

参考見積作成にあたって現地確認を希望する場合は、令和8年1月13日(火) 午後4時までに3. (3) まで連絡すること。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

思川開発建設所庁舎不用品処分業務（仮称）委託仕様書

1 業務概要

(1) 目的

思川開発建設所の建物及び敷地内にある不用品（産業廃棄物、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）で規定された廃家電、PC及びその関連機器等）について、解体、収集、運搬を廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係諸法令の規定に基づき処分するものとする。

(2) 履行期間

契約締結翌日から令和8年3月27日まで

現場作業時間

原則として午前8時45分から午後5時15分まで

(3) 排出場所

独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所

思川開発建設所 3階建て エレベータなし / 栃木県鹿沼市口栗野839-2

(4) 不用品の種類（混合廃棄物を含む。）と予定数量

ア 金属くず 約12,000 m³

イ 廃プラスチック類 約2,000 m³

ウ 複合品（事務椅子他） 約8,000 m³

エ 木くず 約1,000 m³

オ 特定家庭用機器、看板など

カ 水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯等）は含まない。

家電リサイクル法で規定された廃家電については、家電リサイクル券の手配を行い、同法に基づきリサイクル券の写しを発注者に提出すること。

(5) 産業廃棄物管理票

ア 産業廃棄物の収集時、 manifests の記載事項を確認し、所定欄に署名、押印すること。発注者にA票を手渡し、残りの manifests を産業廃棄物とともに処分業者に回付し、B1票を手元に保管すること。運搬終了後、B2票（積み替えがある場合は、B4票、B6票）、D票、E票を速やかに発注者へ提出すること。

イ manifests は業務委託料に含み、受注者が発注者に必要量を提供すること。

(6) 注意事項

ア 収集・運搬に当たっては、廃棄物が飛散することがないようにすること。また、許可された車両において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく収集運搬業許可書の写しを携帯すること。

イ 作業に当たり生じる車両等の騒音について、周辺住民に配慮すること。

ウ 発注者の指示に従い、業務着手前及び業務完了後の写真を撮影し、発注者へ提出

すること。

エ 業務を遂行するに際しては、安全に留意し、事故のないよう万全を期すこと。

また過積載にならないよう留意すること。またエレベーターがないため階段での搬出となるが階段への養生は特に要しないものとする。

オ 業務の遂行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか関係法令の規定を遵守するとともに、発注者の指示に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

2 免許資格

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第1項及び第6項の規定により、（1）及び（2）の許可を有していることを要件とし、委託契約書を締結すること。

（1）栃木県の産業廃棄物収集運搬業の許可

（2）栃木県の産業廃棄物処分業の許可

(主な不用品内訳)

○ 金属くず、複合物、廃プラスチック類

事務机	幅800mm以上又は高さ1000mm以上	50台
袖机	〃	20台
移動式書庫（要解体）	〃	10基
書庫、書棚	〃	50台
キャビネット	〃	25台
保管庫	〃	15台
更衣ロッカー	〃	10台
金庫	横59×縦93×奥61cm	1台
金庫	横48×縦66×奥46cm	1台
金庫	横48×縦37×奥42cm	1台
事務椅子	破損しているもの	70台
ワゴン		50台
食器棚		2台
物置の粗大不燃ゴミ（排水ポンプ、コンプレッサー、看板等）		

○ 特定家庭用電気

冷蔵庫		5台
テレビ		4台

○ その他

プリンター		4台
ファンヒーター、ストーブ		5台
ガス台、照明器具		5台
掃除機		5台
扇風機		15台